

地域森林計画（変更計画）書（案）

（富士川上流森林計画区）

計画期間 自 平成 29 年 4 月 1 日
至 平成 39 年 3 月 31 日
（変更年月 平成 30 年 12 月）

地域森林計画（変更計画）書

（富士川上流森林計画区）

変更理由

森林の整備に関する事項の記載内容の変更

「委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項」について、平成30年5月に制定された森林経営管理法に基づく森林管理の考え方等を新たに示したものである。

森林の保全に関する事項の記載内容の変更

「治山事業の実施に関する方針」について、近年、顕在化している山腹崩壊等に伴う流木災害への対策等を新たに示したものである。

計画量の見直し

「全国森林計画」の樹立を受けて、主伐材積、人工造林及び天然更新別の造林面積の計画量を変更するものである。

また、新たに林業生産基盤強化区域を設定し、林業専用道を開設することにより、木材生産体制の強化を図るため、「林道の開設及び拡張に関する計画」の路線数及び延長を追加するものである。

目 次

(印 変更のある計画事項又は計画項目)

計画の大綱

(計画の目的) 1

第1 森林計画区の概況

- 1 位置及び面積 1
- 2 自然的背景 1
- 3 社会的経済的背景 1
- 4 計画区内森林の現況 2
- 5 その他(計画区内における最近の動向) 2

第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

- 1 伐採立木材積 2
- 2 間伐面積 2
- 3 人工造林及び天然更新別の造林面積 2
- 4 林道の開設及び拡張の数量 2
- 5 保安施設の整備 2
- 6 要整備森林の施業の区分別面積 2

第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

- 1 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 2
- 2 森林の整備に関する事項 3
- 3 森林の保全に関する事項 3

計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

- 1 地域森林計画の対象とする市別の森林面積 4
- 2 地域森林計画対象森林の選定 4

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1 森林の整備及び保全の目標、基本方針に関する基本的な事項	4
(1) 森林の整備及び保全の目標	4
(2) 森林整備及び保全の基本方針	4
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	4
2 その他必要な事項	4
第3 森林の整備に関する事項	
1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)	4
(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針	4
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	4
(3) その他必要な事項	4
2 造林に関する事項	4
(1) 人工造林に関する指針	4
(2) 天然更新に関する指針	5
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	5
3 間伐及び保育に関する基本的事項	5
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	5
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	5
(3) その他必要な事項	5
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	5
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針	5
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針	5
(3) その他必要な事項	5
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	5
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	5
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	5
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方	5
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	5
(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	5
(6) その他必要な事項	5

6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	6
(1)	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	6
(2)	森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	6
(3)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	6
(4)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	6
(5)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	7
(6)	その他必要な事項	8
第4 森林の保全に関する事項		
1	森林の土地の保全に関する事項	8
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	8
(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	8
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	8
(4)	その他必要な事項	8
2	保安施設に関する事項	8
(1)	保安林の整備に関する方針	8
(2)	保安施設地区に関する方針	8
(3)	治山事業の実施に関する方針	8
(4)	特定保安林の整備に関する事項	9
(5)	その他必要な事項	9
3	鳥獣害の防止に関する事項	9
(1)	鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	9
(2)	その他必要な事項	9
4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	9
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	9
(2)	鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)	9
(3)	林野火災の予防の方針	9
(4)	その他必要な事項	9
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項		
1	保健機能森林の区域の基準	9

2	その他保健機能森林の整備に関する事項	9
(1)	保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針	9
(2)	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針	9
(3)	その他必要な事項	9
第6 計画量等		
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	10
2	間伐面積	10
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	10
4	林道の開設及び拡張に関する計画	10
5	保安林整備及び治山事業に関する計画	22
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	22
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	22
(3)	実施すべき治山事業の数量	22
6	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業方法及び時期	22
第7 その他必要な事項		
1	保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	22

(注)本文中の森林面積に関するデータは、記載がない限り平成28年10月1日現在の森林簿の値としている。

本文中、「前計画書」とは、平成 29 年 1 月公表の地域森林計画書（富士川上流森林計画区）及び平成 30 年 6 月公表の地域森林計画（変更計画）書（富士川上流森林計画区）である。

また、変更のない計画事項及び項目は、計画事項及び項目名のみを記載しており、計画事項及び項目名に一部変更がある場合は、本計画に読み替えるものとする。

計画の大綱

（計画の目的）

前計画書のとおり。

第 1 森林計画区の概況

1 位置及び面積

前計画書のとおり。

2 自然的背景

（1）地形

前計画書のとおり。

（2）河川

前計画書のとおり。

（3）地質

前計画書のとおり。

（4）土壌

前計画書のとおり。

（5）気候

前計画書のとおり。

3 社会的経済的背景

（1）人口

前計画書のとおり。

（2）産業別就業者数

前計画書のとおり。

（3）交通

前計画書のとおり。

4 計画区内森林の現況

前計画書のとおり。

(1) 森林の所有構造

前計画書のとおり。

(2) 森林資源の状況

前計画書のとおり。

(3) 保安林等の指定状況

前計画書のとおり。

5 その他(計画区内における最近の動向)

(1) 木質ペレット工場及びチップ工場の新たな稼働

前計画書のとおり。

(2) 「武田の杜」が新たな森林セラピー基地に認定

前計画書のとおり。

第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画書のとおり。

1 伐採立木材積

前計画書のとおり。

2 間伐面積

前計画書のとおり。

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

前計画書のとおり。

4 林道の開設及び拡張の数量

前計画書のとおり。

5 保安施設の整備

(1) 保安林の指定面積

前計画書のとおり。

(2) 治山事業施行地区数

前計画書のとおり。

6 要整備森林の施業の区分別面積

前計画書のとおり。

第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

前計画書のとおり。

1 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の多面的機能を維持増進するための整備と保前

前計画書のとおり。

2 森林の整備に関する事項

(1) 人工林資源の循環利用の促進

前計画書のとおり。

(2) 森林施業の合理化

前計画書のとおり。

3 森林の保全に関する事項

保全・保護を要する森林の現状と方針

前計画書のとおり。

計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

前計画書のとおり。

1 地域森林計画の対象とする市別の森林面積

前計画書のとおり。

2 地域森林計画対象森林の選定

前計画書のとおり。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標、基本方針に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

前計画書のとおり。

(2) 森林整備及び保全の基本方針

前計画書のとおり。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

前計画書のとおり。

2 その他必要な事項

(1) 公的関与による森林整備

前計画書のとおり。

(2) 県民参加の森林づくり

前計画書のとおり。

第3 森林の整備に関する事項

前計画書のとおり。

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

前計画書のとおり。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

前計画書のとおり。

(3) その他必要な事項

前計画書のとおり。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

前計画書のとおり。

(2) 天然更新に関する指針

前計画書のとおり。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

前計画書のとおり。

3 間伐及び保育に関する基本的事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

前計画書のとおり。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

前計画書のとおり。

(3) その他必要な事項

前計画書のとおり。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

前計画書のとおり。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

前計画書のとおり。

(3) その他必要な事項

前計画書のとおり。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

前計画書のとおり。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

前計画書のとおり。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方

前計画書のとおり。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

前計画書のとおり。

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

前計画書のとおり。

(6) その他必要な事項

前計画書のとおり。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

前計画書のとおり。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

森林所有者等の委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけや、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知を始めとした普及啓発活動のほか、情報の提供や助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・林業事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換等を目指すものとする。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、市町村による森林所有者等の情報の整備・提供や、森林組合等による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進するほか、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図るものとする。

また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するものとする。

あわせて、今後、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の明確化や森林GIS等による森林情報の整備を進めるとともに、関係者による情報の共有に努めるものとする。

(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

前計画書のとおり。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

前計画書のとおり。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 木材流通の合理化、県産材の利用拡大

森林施業プランナーによる施業の集約化、事業者や森林組合の連携強化等による低コスト作業システムの構築に加え、流域を単位とした計画的な木材生産による県産材の流通体制の整備を推進していくことで、木材の安定供給体制の整備に努めるものとする。

また、管内の素材生産業者、製材工場、工務店等の連携を促進し、県内のみならず木材の大消費地である首都圏等に対しての「FSCブランド」「やまなし水源地ブランド」等の戦略的な売り込みや、生産履歴が明確な県産材を証明する「県産材認証制度」の普及に取り組むことで、県産材の利用拡大につなげる。

イ 木材加工の合理化

建築士、工務店が安心して使用でき、建築基準法にも対応した品質の確かな県産材を低コストで供給していくため、山梨県森林総合研究所による技術指導や木材加工事業者との共同研究などを促進し、乾燥や製材の技術向上を図るとともに、中小製材事業者の連携による協業化を推進することで、木材加工の合理化を図る。

ウ 需要者と生産・流通・加工を通じた関係者との連携

県産材の消費拡大対策の一環として進められている地域の建築士や大工・工務店、森林所有者、木材加工業者等の連携による顔の見える木材での家づくりを促進し、環境に優しく、地域の気候・風土に合った資材である県産材の利用を推進していく。

また、「山梨県内の公共建築物等における木材利用の促進に関する方針」に基づき、市町村との連携を図りながら、流域のシンボルとなる公共建築物等の木造化・木質化を推進するとともに、公共土木工事における県産材利用の推進を図る。

エ その他

製材加工の過程で排出される端材やオガ粉などの製材残材や、森林の伐採過程で発生する曲がり材、末木枝条、未利用間伐材等を木質バイオマスエネルギーとして利用していくため、木材チップ・ペレット等の木質バイオマス供給施設や木質バイオマスボイラー等の木質バイオマス利用施設の整備を推進するとともに、木質バイオマスの供給体制の整備に向け、関係者間の協議の場を設けるなど、連携強化を図る。

(6) その他必要な事項

前計画書のとおり。

第 4 森林の保全に関する事項

前計画書のとおり。

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の
地区

前計画書のとおり。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林
及びその搬出方法

前計画書のとおり。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

前計画書のとおり。

(4) その他必要な事項

前計画書のとおり。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

前計画書のとおり。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

前計画書のとおり。

(3) 治山事業の実施に関する方針

災害に強い県土づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害のおそれが高まっていること、及び山腹崩壊等に
伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、緊急に実施を必要とする荒廃地で、
山地災害危険地区等を対象として、溪間工、山腹工等の治山施設の整備を地域
特性等に応じて計画的に推進する。

その中で、流域保全の観点から関係機関が連携した取組や、地域における避難
体制の整備などのソフト対策とあわせて、山地災害の減災、事業実施等の効果的
な対策を講ずる。その際、既存施設の有効活用を含む総合的なコスト縮減に努め
るとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、貴重な野生生物の生育・生息環
境の保全や環境に配慮した工法の導入等により自然に優しい治山施設の設置に
努める。

また、流木対策としては、流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達を促す森
林整備、流木化して下流へ被害を及ぼす可能性の高い流路部の立木の伐採等に
取り組むこととする。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

前計画書のとおり。

(5) その他必要な事項

前計画書のとおり。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

前計画書のとおり。

(2) その他必要な事項

前計画書のとおり。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

前計画書のとおり。

(2) 鳥獣害対策の方針 (3 に掲げる事項を除く。)

前計画書のとおり。

(3) 林野火災の予防の方針

前計画書のとおり。

(4) その他必要な事項

前計画書のとおり。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

前計画書のとおり。

1 保健機能森林の区域の基準

前計画書のとおり。

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

前計画書のとおり。

(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

前計画書のとおり。

(3) その他必要な事項

前計画書のとおり。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積:千m3

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	1,823.5	1,709.6	113.9	948.5	863.2	85.3	875.0	846.4	28.6
前半5カ年の計画量	877.4	822.9	54.5	455.3	414.3	41.0	422.1	408.6	13.5

2 間伐面積

前計画書のとおり。

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積:ha

区分	人工造林	天然更新
総数	2,635	3,814
前半5カ年の計画量	1,265	1,831

4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長:km

区分	開設		改築		改良		舗装	
	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長
計画総数	65	85.4	39	84.5	209	66.5	119	79.7
前半5カ年の計画量	26	74.5	3	18.8	36	18.1	12	22.4

詳細については、別紙一覧表のとおり。

別紙

開設

単位 延長:km 面積:ha

開設/拡張	種類	区分	位置(市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5ヵ年の 計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林道	甲府市	見越沢	0.3	95		1	
"	"	"	"	奥御岳支線	0.4	105		2	
"	"	"	"	奥仙丈支線	3.0	110		69	
"	"	林業専用道	"	竹日向1号支線	0.9	232		3	
"	"	"	"	王岳1号線支線	0.9	115		4	
"	"	"	"	奥仙丈2号支線	1.7	51		5	
"	"	"	"	蓋川1号支線	2.0	110		74	
開設(改築)	"	林道	"	御岳	(1.1)	4581		6	
"	"	"	"	野猿谷	(2.0)	1299		7	
"	"	"	"	奥仙丈	(1.0)	597		8	
小計				(3) 7	(4.1) 9.2				
開設	自動車道	林道	斐崎市	鳥居峠	2.1	123		9	
"	"	林業専用道	"	御座石1号支線	1.9	46		10	
"	"	"	"	小字沢1号支線	2.1	58		11	
"	"	"	"	小字沢2号支線	1.1	71		12	
開設(改築)	"	林道	斐崎市	御庵沢小武川	(1.0)	3,173		13	
"	"	"	"	小武川	(4.0)	1,749		14	
"	"	"	"	小字沢	(4.0)	321		15	
"	"	"	"	鈴嵐	(2.0)	329		16	
小計				(4) 4	(11.0) 7.2				
開設	自動車道	林道	南アルプス市	築山	0.3	60		17	
"	"	"	"	高尾山支線	0.8	75		18	
"	"	"	"	秋山	0.3	56		19	
開設(改築)	"	"	"	櫛形山	(4.5)	2,459		20	
"	"	"	"	御庵沢小武川	(1.8)	3,655		21	
"	"	"	"	南アルプス	(8.1)	13,691		22	
"	"	"	"	高尾山	(4.6)	282		23	
"	"	"	"	南高尾山	(1.2)	411		24	
小計				(5) 3	(20.2) 1.4				

開設	自動車道	林道	北 杜 市	大 平	0.5	112		25	
"	"	"	"	篠 鉢 山	0.3	89		26	
"	"	"	"	井 富 2 号 線	2.8	155		33	
"	"	"	"	加 久 保 沢	0.3	53		27	
"	"	"	"	笠 無	0.3	87		28	
"	"	"	"	瑞 牆 平	0.3	96		29	
"	"	林業専用道	"	大平1号支線	1.6	21		30	
"	"	"	"	大平2号支線	0.5	23		31	
"	"	"	"	井富1号支線	0.5	23		32	
"	"	"	"	和田1号支線	0.3	31		34	
"	"	"	"	観音峠大野山1号支線	2.6	66		35	
"	"	"	"	観音峠大野山2号支線	0.5	32		36	
"	"	"	"	三沢1号支線	0.4	13		37	
"	"	"	"	三沢2号支線	0.4	13		38	
"	"	"	"	三沢3号支線	0.3	10		39	
"	"	"	"	松平1号線	0.5	32		40	
"	"	"	"	松平1号支線	0.6	45		41	
"	"	"	"	黒森1号支線	0.5	32		42	
"	"	"	"	本谷釜瀬1号支線	0.5	26		43	
"	"	"	"	本谷1号支線	0.6	32		44	
"	"	"	"	櫻山1号支線	0.5	54		45	
"	"	"	"	櫻山小森川1号支線	0.5	48		46	
"	"	"	"	櫻山小森川2号支線	0.3	22		47	
"	"	"	"	小森川1号支線	2.5	110	—	76	
"	"	"	"	金ヶ岳1号支線	0.3	26		48	
"	"	"	"	雨乞尾白川1号支線	0.8	80		49	
"	"	"	"	釜無川1号支線	0.5	32		50	
開設(改築)	"	林道	"	日向日影	(1.1)	185		51	
"	"	"	"	周先ヶ原	(1.0)	245		52	
"	"	"	"	小川山	(3.0)	624		53	
"	"	"	"	櫻山	(1.0)	559		54	
"	"	"	"	小森川	(1.0)	907		55	
"	"	"	"	茅ヶ岳	(4.0)	255		56	
"	"	"	"	並木上	(1.0)	371		57	
"	"	"	"	古杣川	(1.0)	808		58	
"	"	"	"	雨乞尾白川	(3.0)	2,288		59	
"	"	"	"	釜無山	(0.5)	672		60	
"	"	"	"	白須	(0.8)	72		61	
"	"	"	"	本村	(0.6)	50		62	
"	"	"	"	神宮	(1.0)	224		63	
"	"	"	"	滝道川	(0.5)	91		64	
"	"	"	"	田沢上	(0.5)	116		65	
"	"	"	"	釜無川右岸	(2.0)	2,024		66	
小計				(16) 27	(22.0) 19.7				
開設	自動車道	林道	甲斐市	安寺下福沢	0.5	75		67	
開設(改築)	"	"	"	寺平千田	(1.5)	113		68	
小計				(1) 1	(1.5) 0.5				

開設	自動車道	林道	山梨市	乾徳和	5.1	1,237	=	69	
開設	自動車道	林道	山梨市	塩平徳和	10.6	1,334		70	
"	"	"	"	塚本山	2.7	214		71	
"	"	"	"	仏沢	0.3	82		72	
"	"	"	"	徳和大平	0.3	69		73	
<u>〃</u>	<u>〃</u>	林業専用道	<u>〃</u>	川上牧丘1号支線	1.6	180	=	74	
<u>〃</u>	<u>〃</u>	林業専用道	<u>〃</u>	荒川1号支線	0.8	110		74	
開設(改築)	"	林道	"	川上牧丘	(10.0)	27,777		75	
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	榑口	9.3	1,553		76	
"	"	"	"	鶏冠山	(3.0)	4,349		77	
"	"	"	"	乾徳山	(1.0)	1,237		78	
"	"	"	"	黒金山徳和	(3.0)	701		79	
小計					(4)	(17.0)			
					5	14.7			
開設	自動車道	林道	笛吹市	崩山稲山	0.5	214		80	
"	"	"	"	鶯宿中芦川	2.3	267		81	
"	"	"	"	大松沢	2.9	119		82	
"	"	林業専用道	"	兜山1号支線	0.5	100		83	
開設(改築)	"	林道	"	蕪入沢上芦川	(2.0)	1,174		84	
"	"	"	"	大窪鶯宿	(0.5)	720		85	
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	大松沢	(0.7)	119	=	82	
小計					(3)	(3.2)			
					4	6.2			
開設	自動車道	林道	甲州市	中道沢	1.9	253	=	86	
開設	自動車道	林道	甲州市	源次郎	4.0	360		87	
"	"	"	"	大洞沢	0.3	98		88	
"	"	"	"	大見山	0.3	101		89	
"	"	"	"	思若美	0.3	73		90	
"	"	"	"	大夕ル	0.8	152		91	
"	"	"	"	高芝	0.5	120		92	
"	"	"	"	日川左岸	4.1	159		93	
"	"	"	"	黒岳線	2.1	115		94	
"	"	林業専用道	"	日川1号支線	2.5	113		95	
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	日川2号支線	2.3	120	=	86	
"	"	"	"	一の平1号支線	2.5	150		96	
"	"	"	"	嵯峨塚深沢1号支線	2.8	160		97	
"	"	"	"	砥山1号支線	2.0	120		98	
"	"	"	"	鈴庫山1号支線	2.0	105		99	
開設(改築)	"	林道	"	菱山深沢	(1.6)	876		100	
"	"	"	"	砥山	(1.0)	217		101	
"	"	"	"	泉水横手山	(2.9)	2678		102	
小計					(3)	(5.5)			
					14	26.5			
開設合計					(39)	(84.5)			
					65	85.4			

改良

単位 延長: km 面積: ha

開設/拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5ヵ年の 計画箇所	備考
拡張(改良)	自動車道	林道	甲府市	野猿谷	0.8	1,299		
"	"	"	"	御岳	0.3	4,581		
"	"	"	"	荒川	0.5	963		
"	"	"	"	塔岩	0.8	418	==	
"	"	"	"	奥仙丈	0.5	597		
"	"	"	"	高成	0.3	460		
"	"	"	"	木賊	0.3	462		
"	"	"	"	奥御岳	0.2	1,156		
"	"	"	"	滝戸山	0.2	351		
"	"	"	"	池ノ平	0.2	530		
"	"	"	"	竹日向	0.2	94		
"	"	"	"	深草	0.2	31		
"	"	"	"	王岳	0.3	315		
"	"	"	"	折八古関	0.5	1,230		
"	"	"	"	心経寺	0.2	175		
"	"	林業専用道	"	奥仙丈2号支線	0.5	51		
小計				16	6.0			
拡張(改良)	自動車道	林道	韮崎市	御庵沢小武川	0.8	3,655		
"	"	"	"	御座石	0.8	318		
"	"	"	"	小字沢	0.8	466	==	
"	"	"	"	小武川	0.8	1,593		
"	"	"	"	鈴嵐	0.3	329		
"	"	"	"	御所	0.3	232		
"	"	"	"	小武川支線	0.5	343	==	
"	"	"	"	戸沢	0.3	323		
拡張(改良)	自動車道	林道	韮崎市	清哲	0.2	386		
"	"	"	"	三之蔵	0.3	213		
"	"	"	"	荒倉山	0.3	309		
"	"	"	"	青木沢	0.3	685		
"	"	"	"	旭山	0.3	55		
"	"	林業専用道	"	御座石1号支線	0.9	46		
"	"	"	"	小字沢1号支線	0.5	58		
小計				15	7.4			
拡張(改良)	自動車道	林道	南アルプス市	御庵沢小武川	0.8	3,655		
"	"	"	"	御庵沢	0.5	493	==	
"	"	"	"	櫛形山	1.0	2,459		
"	"	"	"	塩沢	0.4	168		
"	"	"	"	塩前第二	0.8	87		
"	"	"	"	南アルプス	1.2	13,691		
"	"	"	"	大樺沢	0.5	714		
"	"	"	"	桃ノ木鳩打	0.8	285		
"	"	"	"	沓沢	0.5	109		
"	"	"	"	鳩打	1.0	428		
"	"	"	"	櫛形山支線	0.5	253		
"	"	"	"	高室川	1.0	213		
"	"	"	"	大和川	1.0	334		
"	"	"	"	城山	0.5	196		
"	"	"	"	甲西	0.3	145		
"	"	"	"	高尾伊奈ヶ湖	0.5	192		
"	"	"	"	塩沢川	0.5	79		
"	"	"	"	前坂下安通	0.5	42		
小計				18	12.3			

拡張(改良)	自動車道	林道	北杜市	茅ヶ岳	0.5	255		
"	"	"	"	金ヶ岳	0.5	651		
"	"	"	"	横尾山	0.5	1,205		
"	"	"	"	本谷釜瀬	0.3	3,293		
"	"	"	"	前山大明神	0.5	1,136		
"	"	"	"	観音峠大野山	0.8	2,215		
"	"	"	"	高須	0.4	211		
"	"	"	"	比志海岸寺	0.3	618		
"	"	"	"	日向日影	0.3	185		
"	"	"	"	櫻山	0.3	559		
"	"	"	"	周先ヶ原	0.2	245		
"	"	"	"	小森川	0.3	907		
"	"	"	"	本谷	0.2	879		
"	"	"	"	富士見平	0.3	486		
"	"	"	"	小川山	0.3	624		
"	"	"	"	黒森	0.2	164		
"	"	"	"	湯沢	0.3	483		
"	"	"	"	櫻山小森川	0.2	181		
"	"	"	"	奥山	0.2	159		
"	"	"	"	日向第2支線	0.2	86		
"	"	"	"	松平	0.2	346		
"	"	"	"	大野山	0.2	34		
"	"	"	"	みずがき	0.3	163		
"	"	"	"	大和	0.2	141		
"	"	"	"	神戸東小尾	0.2	95		
"	"	"	"	馬場	0.3	81		
"	"	"	"	岩下	0.2	335		
"	"	"	"	三沢	0.2	267		
"	"	"	"	松尾	0.2	80		
"	"	"	"	櫻山伊利	0.2	97		
"	"	"	"	三沢高須	0.2	50		
"	"	"	"	和田東小尾	0.2	104		
"	"	"	"	清里川俣	0.2	120		
"	"	"	"	旭山	0.2	53		
"	"	"	"	古杣川	0.2	808		
"	"	"	"	並木上	0.2	371		
"	"	"	"	川俣	0.3	726		
"	"	"	"	押出	0.3	37		
"	"	"	"	下笹尾	0.3	37		
"	"	"	"	釜無川右岸	0.5	2,024		
"	"	"	"	雨乞尾白川	0.3	2,288		
"	"	"	"	尾白川	0.6	1,581		
"	"	"	"	釜無山	0.6	790		
"	"	"	"	大武川	0.2	1,345		
"	"	"	"	桑の木沢	0.2	947		
"	"	"	"	内山	0.2	182		
"	"	"	"	平久保	0.2	142		
"	"	"	"	鳥原	0.5	186		
"	"	"	"	横手	0.3	32		
"	"	"	"	大坊	0.3	35		

"	"	"	"	滝道川	0.3	91		
"	"	"	"	神宮	0.3	224		
"	"	"	"	流川	0.2	176		
"	"	"	"	大平	0.3	247		
"	"	"	"	大目沢	0.2	46		
"	"	"	"	白州中山	0.3	148		
"	"	"	"	石空川	0.2	544		
"	"	"	"	精進ヶ滝	0.3	1,217		
"	"	"	"	下來沢	0.3	211		
"	"	"	"	小林	0.2	24		
"	"	"	"	木綿沢	0.2	176		
"	"	"	"	大沢	0.2	106		
"	"	"	"	武川中山	0.3	168		
"	"	"	"	軽井沢	0.1	18		
"	"	"	"	真原	0.1	7		
"	"	"	"	大平	0.2	138		
"	"	"	"	小武川	0.2	1,749		
"	"	"	"	正楽寺三之蔵	0.2	161		
"	"	"	"	甲川	0.2	98		
"	"	"	"	後森	0.2	45		
"	"	"	"	井富1号	0.1	88		
"	"	"	"	田沢	0.1	52		
"	"	"	"	曲足	0.2	125		
"	"	"	"	大坊	0.1	35		
小計				74	20.0			
拡張(改良)	自動車道	林道	甲斐市	観音峠大野山	0.5	2215		
"	"	"	"	大明神	0.3	272		
"	"	"	"	漆戸	0.2	85		
"	"	"	"	打返	0.3	185		
"	"	"	"	菅口	0.3	170		
"	"	"	"	安寺沢	0.4	302		
"	"	"	"	千田	0.2	90		
"	"	"	"	寺平千田	0.3	113		
小計				8	2.5			
拡張(改良)	自動車道	林道	中央市	大鳥居	0.5	476		
小計				1	0.5			

拡張(改良)	自動車道	林道	山梨市	水ヶ森	0.3	1,613		
"	"	"	"	川上牧丘	0.3	2,777		
"	"	"	"	乾徳山	0.3	1,237		
"	"	"	"	鶏冠山	0.5	4,349		
"	"	"	"	黒金山徳和	0.2	701		
"	"	"	"	一ツ木水ヶ森	0.3	118		
"	"	"	"	棚沢	0.3	182		
"	"	"	"	余沢	0.2	192		
"	"	"	"	黒金山	0.3	858		
"	"	"	"	東山中部	0.3	1,329		
"	"	"	"	鈴庫山	0.3	1,989		
"	"	"	"	塩平徳和	0.2	1,334		
"	"	"	"	神峰	0.3	189		
"	"	"	"	花後	0.1	70		
"	"	"	"	神峰沢	0.2	160		
"	"	"	"	赤芝	0.2	175		
"	"	"	"	乙ヶ妻	0.2	62		
"	"	"	"	小倉山	0.3	215		
"	"	"	"	小楢山	0.2	130		
"	"	"	"	栃な代	0.1	40		
"	"	"	"	岩殿山	0.1	103		
"	"	"	"	境沢	0.2	80		
"	"	"	"	滝沢	0.2	52		
"	"	"	"	大沢	0.3	100		
"	"	"	"	滝返	0.2	47		
"	"	"	"	鳥屋沢	0.1	75		
"	"	"	"	不定口	0.1	52		
"	"	"	"	一ツ木水ヶ森支線	0.1	94		
"	"	"	"	雷	0.2	200		
"	"	"	"	徳和	0.3	200		
"	"	"	"	徳和下釜口	0.2	38		
"	"	林業専用道	"	川上牧丘1号支線	0.5	180		
小計				32	7.6			
拡張(改良)	自動車道	林道	笛吹市	蕪入沢上芦川	0.3	1,174		
"	"	"	"	黒坂里道	0.2	352		
"	"	"	"	大窪鶯宿	0.3	720		
"	"	"	"	苅置沢	0.2	169		
"	"	"	"	金山沢	0.3	265		
"	"	"	"	京戸	0.3	735		
"	"	"	"	大松沢	0.2	65		
"	"	"	"	京戸支線	0.2	25		
"	"	"	"	大積寺	0.1	400		
"	"	"	"	大窪鶯宿	0.3	720		
"	"	"	"	神座山	0.2	625		
"	"	"	"	達沢山	0.1	270		
"	"	"	"	水ヶ沢	0.1	126		
"	"	"	"	沢妻	0.1	481		
"	"	"	"	入沢	0.2	130		
"	"	"	"	名所山	0.2	72		
小計				16	3.3			

拡張(改良)	自動車道	林道	甲州市	京戸岩崎山	0.2	860		
"	"	"	"	菱山深沢	0.2	1,102		
"	"	"	"	大蔵沢大鹿	0.3	1,224		
"	"	"	"	鈴庫山	0.2	1,989		
"	"	"	"	土室日川	0.1	1,813		
"	"	"	"	嵯峨塩深沢	0.2	512		
"	"	"	"	焼山沢真木	0.5	939		
"	"	"	"	一の平	0.2	218		
"	"	"	"	竹森	0.1	365		
"	"	"	"	日川	0.3	696		
"	"	"	"	小屋敷	0.2	366		
"	"	"	"	大滝	0.1	62		
"	"	"	"	大志戸支線	0.1	44		
"	"	"	"	大志戸	0.2	413		
"	"	"	"	雨沢	0.1	98		
"	"	"	"	小路	0.1	202		
"	"	"	"	八久保	0.8	58		
"	"	"	"	棚小屋	0.1	276		
"	"	"	"	古部土地	0.1	118		
"	"	"	"	徳波	0.1	91		
"	"	"	"	滑沢	0.2	256		
"	"	"	"	松田	0.2	240		
"	"	"	"	菖蒲沢	0.1	139		
"	"	"	"	高芝	0.3	406		
"	"	"	"	砥山	0.2	217		
"	"	"	"	一の瀬	0.2	1,878		
"	"	林業専用道	"	日川1号支線	0.5	113		
"	"	"	"	嵯峨塩深沢1号支線	0.5	150		
"	"	"	"	砥山1号支線	0.5	160		
小計				29	6.9			
拡張(改良)合計				209	66.5			

舗装

単位 延長: km 面積: ha

開設/拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5ヵ年の 計画箇所	備考
拡張(舗装)	自動車道	林道	甲府市	塔岩	1.2	418		
"	"	"	"	奥仙丈	1.0	597	—	
"	"	"	"	御岳	1.5	4,581		
"	"	"	"	高成	0.8	460		
"	"	"	"	竹日向	0.5	110		
"	"	"	"	草鹿沢	0.5	98		
"	"	"	"	深草	0.5	50		
小計				7	6.0			
拡張(舗装)	自動車道	林道	韮崎市	小武川	1.5	1,593		
"	"	"	"	鈴嵐	1.0	329		
"	"	"	"	荒倉山	0.5	309		
"	"	"	"	御座石	1.0	318		
"	"	"	"	柳平	1.0	72		
小計				5	5.0			
拡張(舗装)	自動車道	林道	南アルプス市	御庵沢小武川	4.0	3,655	—	
"	"	"	"	塩沢	2.0	168		
"	"	"	"	塩前第二	1.0	87		
"	"	"	"	南アルプス	1.0	13,691		
"	"	"	"	芦安	0.5	159		
"	"	"	"	櫛形山支線	1.0	253		
"	"	"	"	高室川	0.8	213		
"	"	"	"	城山	0.3	196		
小計				8	10.6			
拡張(舗装)	自動車道	林道	北杜市	茅ヶ岳	1.0	255		
"	"	"	"	金ヶ岳	3.0	651		
"	"	"	"	横尾山	2.0	1,205		
"	"	"	"	天王原	0.5	18		
"	"	"	"	前山大明神	1.0	1,136	—	
"	"	"	"	日向日影	0.5	185		
拡張(舗装)	自動車道	林道	北杜市	檜山小森川	0.3	181		
"	"	"	"	小川山	0.5	624		
"	"	"	"	松平	0.3	346		
"	"	"	"	岩下	0.8	335		
"	"	"	"	つくえ	0.4	32		
"	"	"	"	旭山	0.5	102		
"	"	"	"	並木上	0.3	371		
"	"	"	"	川俣	0.5	726		
"	"	"	"	唐沢	0.5	152		
"	"	"	"	鳴石	0.3	66		
"	"	"	"	大鹿	0.3	148		
"	"	"	"	飛沢	0.4	58		
"	"	"	"	熊狩富士見	0.3	23		
"	"	"	"	西泉	0.3	62		
"	"	"	"	後森	0.3	45		
"	"	"	"	押出	0.2	37		
"	"	"	"	下笹尾	0.3	37		
"	"	"	"	尾白川	0.3	1,581		
"	"	"	"	釜無山	0.8	790		
"	"	"	"	内山	0.5	182		
"	"	"	"	大目沢	0.5	46		
"	"	"	"	田沢	0.3	52		

"	"	"	"	前 沢	0.3	225		
"	"	"	"	白 須	0.3	72		
"	"	"	"	曲 足	0.3	125		
"	"	"	"	横 手	0.3	32		
"	"	"	"	大 坊	0.2	35		
"	"	"	"	神 宮	0.3	224		
"	"	"	"	田 沢 上	0.3	116		
"	"	"	"	流 川	0.3	107		
"	"	"	"	石 空 川	0.5	544		
"	"	"	"	小 林	0.2	24		
"	"	"	"	木 綿 沢	0.2	176		
"	"	"	"	大 沢	0.3	106		
"	"	"	"	武 川 中 山	0.2	168		
"	"	"	"	軽 井 沢	0.2	18		
"	"	"	"	大 平	0.3	138		
"	"	"	"	精 進 ケ 滝	0.2	1,217		
"	"	"	"	木 賊 平	2.5	161		
小計				45	23.8			
拡張(舗装)	自動車道	林道	甲斐市	大 明 神	1.5	272		
"	"	"	"	安 寺 沢	0.3	146		
"	"	"	"	打 返	0.3	148		
"	"	"	"	漆 戸	0.3	170		
"	"	"	"	菅 口	0.2	302		
"	"	"	"	寺 平 千 田	0.8	90		
小計				6	3.4			
拡張(舗装)	自動車道	林道	中央市	大 鳥 居	1.2	476		
小計				1	1.2			
拡張(舗装)	自動車道	林道	山梨市	乾 徳 山	1.2	1,237		
"	"	"	"	鶏 冠 山	2.0	4,349		
"	"	"	"	一ツ木水ヶ森	0.8	118		
"	"	"	"	余 沢	0.8	192		
"	"	"	"	黒 金 山	1.0	858		
"	"	"	"	東 山 中 部	1.2	1,329		
"	"	"	"	塩 平 徳 和	4.0	1,334		
"	"	"	"	花 後	0.2	70		
"	"	"	"	赤 芝	0.3	175		
"	"	"	"	一 ツ 木	0.2	334.0		
"	"	"	"	乙 ケ 妻	0.2	62		
"	"	"	"	小 倉 山	0.3	215		
"	"	"	"	小 檜 山	0.4	130		
"	"	"	"	栃 な 代	0.3	40		
"	"	"	"	岩 殿 山	0.3	103		
"	"	"	"	境 沢	0.3	80		
"	"	"	"	滝 沢	0.3	52		
"	"	"	"	大 沢	0.3	100		
"	"	"	"	滝 返	0.3	47		
"	"	"	"	鳥 屋 沢	0.3	75		
"	"	"	"	雷	0.3	200		
"	"	"	"	徳 和	0.3	200		
"	"	"	"	徳 和 下 釜 口	0.4	38		
小計				23	15.7			

拡張(舗装)	自動車道	林道	笛吹市	京戸岩崎山	0.3	860		
"	"	"	"	京戸	0.3	735		
"	"	"	"	大積寺	0.3	400		
"	"	"	"	崩山	0.2	156		
"	"	"	"	大窪鶯宿	1.2	720		
"	"	"	"	御坂山	0.3	279		
"	"	"	"	沢妻	0.5	481		
小計				7	3.1			
拡張(舗装)	自動車道	林道	甲州市	土室日川	0.3	1,813		
"	"	"	"	京戸岩崎山	0.8	860		
"	"	"	"	大蔵沢大鹿	1.0	1,224		
"	"	"	"	竹森	3.0	365.0		
"	"	"	"	日川	0.4	696		
"	"	"	"	小屋敷	0.3	366		
"	"	"	"	砥山	1.0	217		
"	"	"	"	焼山沢真木	1.2	939		
"	"	"	"	大藤	0.2	196		
"	"	"	"	松田	0.3	240		
"	"	"	"	菖蒲沢	0.3	139		
"	"	"	"	上条平沢	0.3	115		
"	"	"	"	大滝	0.3	62		
"	"	"	"	棚小屋	0.5	276		
"	"	"	"	古部土地	0.3	118		
"	"	"	"	徳波	0.3	91		
"	"	"	"	高芝	0.4	247		
小計				17	10.9			
拡張(舗装)合計				119	79.7			

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

前計画書のとおり。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

前計画書のとおり。

(3) 実施すべき治山事業の数量

前計画書のとおり。

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

前計画書のとおり。

第7 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

(1) 保安林の施業方法

前計画書のとおり。

(2) 保安施設地区の施業方法

前計画書のとおり。

(3) 自然公園内の施業方法

前計画書のとおり。

(4) 砂防指定地の施業方法

前計画書のとおり。

(5) 急傾斜地崩壊危険区域の施業方法

前計画書のとおり。

(6) 鳥獣保護区特別保護地区の施業方法

前計画書のとおり。

(7) 史跡名勝天然記念物に指定された区域の施業方法

前計画書のとおり。

(8) 埋蔵文化財包蔵地での施業方法

前計画書のとおり。

(9) 母樹または母樹林に指定された森林の施業方法

前計画書のとおり。

(10) 風致地区に指定された森林の施業方法

前計画書のとおり。

(11) 自然環境保全地区等の施業方法

前計画書のとおり。

(12) ユネスコエコパーク区域の施業方法

前計画書のとおり。